

令和5年度兵庫県規制改革推進会議の結果等について

1 会議の目的

県及び市町が条例等で独自に設けている規制が、時代の要請に適合しなくなり、県民や企業の事業活動等の妨げとなっている事例があることから、当該規制の見直しや県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化に関する協議を行い、支障の解消に向けた取組を推進する。

2 令和5年度の審議結果

(1) 県内市町や団体等から新たに提案のあった支障事案

①審議件数 6件（詳細は別紙参照）

区分	件数
ア. 県・市町の条例等による規制に関する事項	1
イ. 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項	4
ウ. 国の法令等による規制に関する事項	1
	6

②審議案件の主なもの

ア. 県・市町の条例等による規制に関する事項

・建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し【現行の制度運用を維持】

県条例では、一定規模以上の建築物を新築等する際に環境性能評価とその届出が必要だが、市町条例で同等以上の内容を規定した場合、県条例は適用除外となる。高評価の建築物が増えていないため、届出を任意化してほしいとの提案があったが、本制度は低評価の建築物への指導を通じ環境配慮の底上げを図るもので、そのような層に訴求するためには任意制度では実効性が乏しいため、現行の義務づけを維持する。

イ. 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

・工事完成図書の紙図面提出の見直し【規制・手続の見直し】

県発注の営繕工事等では、完成図書の納品の際にCD-ROM等に加え紙図面の提出が求められているが、保証書や取扱説明書等一部を除き原則電子納品とし、令和6年度中の運用開始を目指す。

ウ. 国の法令等による規制に関する事項

・保安林内伐採・作業許可申請の電子化【制度内容の周知】

保安林内で立木の伐採等行う際の許可申請について、既に電子メールでの申請が可能となっていたが、事務所により異なっていた取扱の統一を周知した。あわせて、申請者（事業者）にも可能である旨周知徹底を図った。

3 令和6年度の兵庫県規制改革会議の取組

(1) 県内市町、企業・団体等、県民から幅広く提案を募集し審議

①募集期間

・通年募集

うち集中募集期間 令和6年3月21日(木)～7月1日(月)

※規制改革の取組を加速するため、重点的に募集する期間として、集中募集期間を設定する。

②提案対象

- ・兵庫県及び県内市町の条例、規則等に基づく独自規制により、行政や企業等の事業活動の妨げとなっている規制の見直し
- ・上記のほか、県民サービスの向上につながる行政手続の簡素化等

【令和6年度のスケジュール（予定）】

3月～7月	・規制改革に関する提案の集中募集期間 ※期間後も通年で募集
5月～7月	・条例等所管団体及び事務局における対応方針案(規制を設定する必要性等)の検討
7月下旬頃	・第1回会議開催(提案への対応方針に関する協議等)
8月～10月下旬	・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討
11月頃	・第2回会議開催(第1回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議等)
12月～1月下旬	・推進会議の意見を踏まえた条例等所管団体及び事務局における対応方針案の再検討
2月頃	・第3回会議開催(第2回会議で再検討となった規制の対応方針に関する協議等)、報告書の取りまとめ

【参考】

① 令和5年度の兵庫県規制改革推進会議委員等

(委員)【五十音順】

岸 敏幸(兵庫県経営者協会専務理事)

新保 奈穂美(兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科講師)

中後 和子(学校法人和弘学園理事長・明舞幼稚園長)

中川 丈久(神戸大学大学院法学研究科教授) ※委員長

那須 健(日本労働組合総連合会兵庫県連合会事務局長)

三宅 康成(兵庫県立大学環境人間学部教授)

(オブザーバー)

門 康彦(兵庫県市長会会長(淡路市長))

庵邊 典章(兵庫県町村会会長(佐用町長))

② 令和5年度の会議開催実績

- ・第1回(令和5年12月21日) 支障事例等の提案への対応方針に関する協議 等
- ・第2回(令和6年3月18日) 第1回会議で継続審議となった事項に関する審議報告書の取りまとめ 等

1 県・市町の条例等による規制に関する事項

審議項目	支障事例の内容	審議結果
(1) 建築物環境性能評価の市町条例との関係の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 県条例では、一定規模以上の建築物を新築等する際に環境性能評価及び届出が必要だが、市町条例で同等以上の内容を規定した場合、県条例は適用除外となる。環境性能評価以外の省エネ性能評価活用のため、適用除外基準の見直しを検討できないか。 	<p>【現行の制度運用を維持】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本制度は、評価の低い建築物への指導等を通じ、建築物の環境配慮の底上げを図るものである。 環境配慮に関心の薄い層に訴求するためには、任意の届出制度では実効性が乏しく、届出を義務づけ環境配慮への指導を行う現行の制度を維持する。

2 県・市町の行政手続の簡素化等に関する事項

審議項目	支障事例の内容	審議結果
(1) 工事完成図書の紙図面提出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 県発注の営繕工事、設備工事等では、業務完了時の完成図書の納品に当たり、CD-ROM等の電子データに加え紙での原図提出が求められるが、電子データの納品がある場合は紙原図の提出は不要とできないか 	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> テレワークやデジタル化等の新しい働き方への環境整備を図るため、保証書・取扱説明書等の一部を除き原則電子納品とし、R6年度中の運用を目指す。
(2) 主任介護支援専門員研修受講資格の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 主任介護支援専門員研修の受講資格には、常勤専従の介護支援専門員として従事した期間が一定以上必要だが、地域包括支援センターで包括的支援業務と介護支援業務を兼務している期間も、従事期間として算定できないか。 	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で、研修の受講要件における実務経験の取り扱いの明確化に向け検討を行っており、県においても、国の動向を踏まえ受講要件の見直しを検討し、R6年度の募集時期までに方針を示す。
(3) 県税徴収金収納事務における原符等保管の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 県税のコンビニエンスストア収納では、納付書の原符部分、領収済通知書部分を取扱店や本部で保存する必要があるが、収納情報等電子データでの保管も可能とできないか。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> 原符等の保管は、納税者情報の管理や、処理に瑕疵があった場合の納税者特定や責任の明確化のため義務づけている。納税者の特定が可能となる体制を整えた場合には、電子データでの保管も可能とするような契約の締結を、収納代行業者も交え検討する。
(4) 住宅改修業者登録申請の添付書類の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> 県の住宅改修業者登録制度の登録申請添付書類に、法人の登記事項証明書に加え関係役員の住民票抄本が必要だが、登記事項証明書には役員名の記載があるため、住民票の抄本については提出を省略できないか。 	<p>【規制・手続の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> 添付書類の簡略化に向けた整理を行い、R6年度中の規則改正に向け検討を進める。

3 国の法令等による規制に関する事項

審議項目	支障事例の内容	審議結果
(1) 保安林内伐採・作業許可申請の電子化	・保安林内で立木伐採等を行う場合、申請書や添付書類などを各農林（水産）振興事務所の窓口を訪問し提出しているが、電子申請での手続きも可能とできないか。	【制度内容の周知】 <ul style="list-style-type: none">・R4年4月以降、電子メールでの受付を可能としていたが、事務所により取り扱いが異なっていたため、取り扱いの統一を周知した。・申請者（事業者）にも、相談や事前協議の際に電子申請が可能である旨周知するとともに、ホームページでも電子申請が可能である旨掲載し周知徹底を図った。